

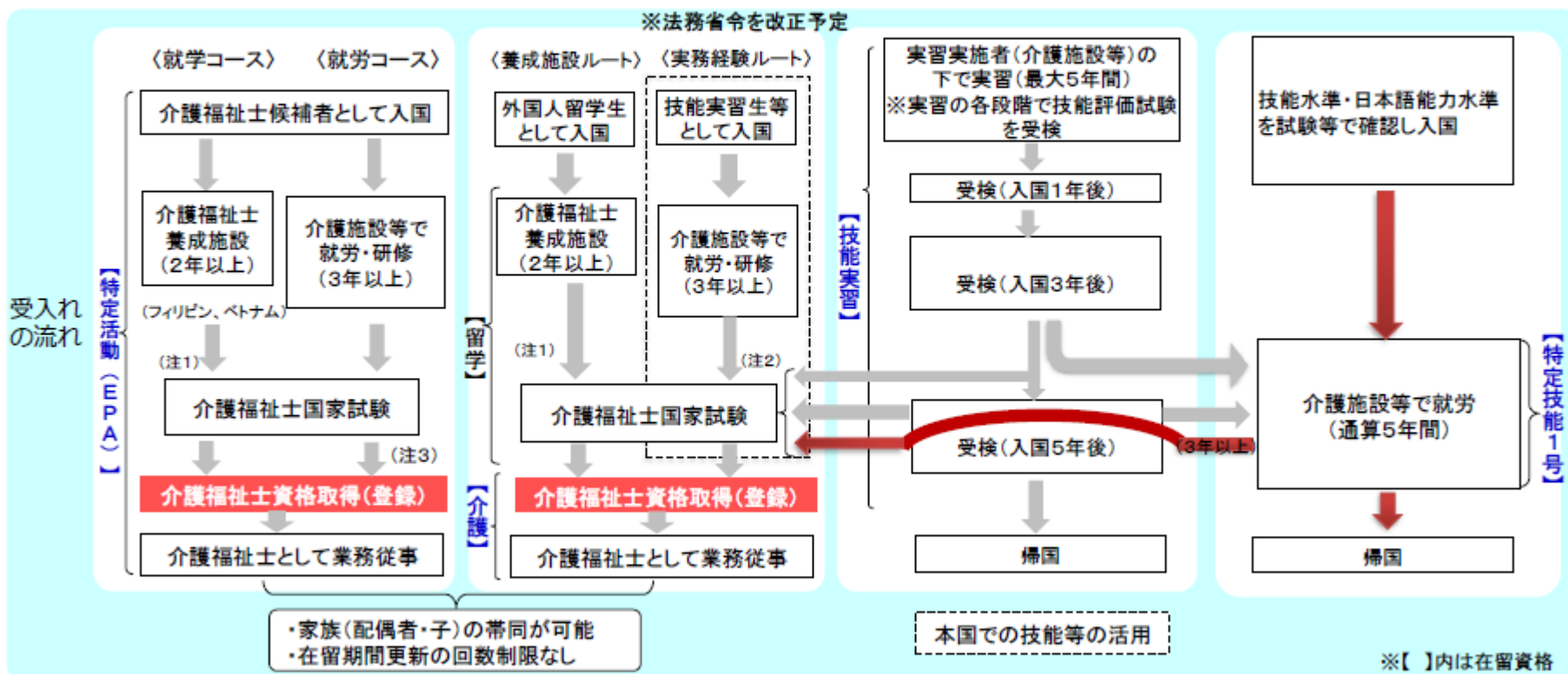
## 外国人介護人材受入れの仕組み

EPA（経済連携協定）  
（インドネシア・フィリピン  
・ベトナム）在留資格「介護」  
（H29. 9 / 1～）技能実習  
（H29. 11 / 1～）特定技能1号  
（H31. 4 / 1～）制度  
趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の  
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専  
門性・技能を有する外国人の受  
入れ

（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

（注3）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。